

6月15日（第2日）

6月15日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	宮下成美	2番	寛本語
3番	上本雄一郎	4番	平本美幸
5番	美濃英俊	6番	古居俊彦
7番	長坂実子	8番	岡野数正
9番	平川博之	10番	酒永光志
11番	沖也寸志	12番	沖元大洋
13番	上松英邦	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壺行	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	水頭顕治
消防長	丸石正男	企業局長	躍場克之
教育次長	山井法男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸

議事日程

日程第1	報告第4号	令和3年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告について
日程第2	報告第5号	令和3年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第3	報告第6号	令和3年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告について
日程第4	報告第7号	令和3年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告について
日程第5	報告第8号	令和3年度江田島市地域開発事業特別会計事故繰越し繰越計算書に関する報告について
日程第6	報告第9号	令和3年度江田島市宿泊施設事業特別会計継続費繰越

		計算書に関する報告について
日程第 7	報告第 1 0 号	令和 3 年度江田島市交通船事業特別会計継続費繰越計算書に関する報告について
日程第 8	報告第 1 1 号	令和 3 年度江田島市水道事業会計予算の繰越に関する報告について
日程第 9	報告第 1 2 号	令和 3 年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告について
日程第 1 0	承認第 1 号	専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）
日程第 1 1	承認第 2 号	専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第 1 2	議案第 3 1 号	江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 3	議案第 3 2 号	江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 4	議案第 3 3 号	江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 5	議案第 3 4 号	財産の取得について
日程第 1 6	議案第 3 5 号	令和 4 年度江田島市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 7	議案第 3 6 号	令和 4 年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 8	発議第 2 号	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） ただいまから、令和4年第3回江田島市議会定例会2日目を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 報告第4号

○議長（吉野伸康君） 日程第1、報告第4号 令和3年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者から報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

ただいま上程されました、報告第4号 令和3年度江田島市一般会計継続費繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和3年度江田島市一般会計継続費繰越計算書を議案書2ページのとおり調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、これを議会に報告するものがございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第4号について御説明します。

議決をいただいております継続費の年割り額については、あくまでも予定額ですので、実際の支出額が年割り額に達しない場合には、支払い残額を継続費最終年度まで逡次繰越することができます。またその場合は、繰越計算書を調製し報告をする必要がございます。

それでは、令和3年度江田島市一般会計継続費繰越計算書です。

議案書2ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、大柿市民センター管理運営事業費です。継続費の総額6億1,640万円のうち、令和3年度継続費予算現額の計2億3,292万円、支出済額及び支出見込額2億1,639万円、残額1,653万円を翌年度に繰越しをしました。繰越額に対する財源内訳は、繰越金83万円、特定財源として地方債1,570万円です。

次に事業名、交通船事業特別会計繰出金です。継続費の総額2億4,740万円のうち、令和3年度継続費予算現額の計1億2,370万円、支出済額及び支出見込額0円、残額1億2,370万円を翌年度に繰越しをしました。繰越額に対する財源内訳は、特定財源として地方債1億120万円、その他2,250万円です。

次に、事業名、公共施設再編整備事業費です。継続費の総額3,518万2,000円のうち、令和3年度継続費予算現額の計1,298万円、支出済額、支出見込額0円、残額1,298万円を翌年度に繰越しをしました。繰越額に対する財源内訳は、繰越金68万円、特定財源として地方債1,230万円です。

次に、7款1項商工費、事業名、宿泊施設事業特別会計繰出金です。継続費の総額2億5,070万7,000円のうち、令和3年度継続費予算現額の計1億円、支出済額及び支出見込額7,753万7,000円、残額2,246万3,000円を翌年度に繰り越しをいたしました。繰越額に対する財源内訳は、繰越金6万3,000円、特定財源として地方債2,240万円です。

説明については、以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第4号を終わります。

日程第2 報告第5号

○議長（吉野伸康君） 日程第2、報告第5号 令和3年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第5号 令和3年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書4ページから6ページまでの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第5号について御説明をします。

議案書4ページをお願いします。

令和3年度江田島市一般会計繰越明許費繰越計算書です。

一般会計における繰越事業は、2款総務費で公共施設再編整備事業、戸籍住民基本台帳一般事業の2事業、3款民生費で社会福祉一般事業、生活困窮者自立支援事業の2事業、6款農林水産業費で農業用施設維持管理事業、小規模崩壊地復旧事業、水産業施設維持管理事業、漁港事業の4事業。7款商工費で、商工業振興対策事業（新型コロナウイルス感染症緊急経済対策）の1事業。

このページの下段から、次のページ5ページをお願いします。

8款土木費で土木一般事業、地域開発事業特別会計繰出金、道路維持管理事業、道路改良事業、石油貯蔵施設立地対策等交付金事業、道路整備事業県負担金、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、河川維持管理事業、急傾斜地崩壊対策事業、急傾斜地崩壊対策事業県負担金、港湾建設事業県負担金、都市下水路維持管理事業の大原ポンプ場の12事業。

9 款消防費で、消防屯所等維持管理事業の 1 事業。

10 款教育費で、小学校施設維持管理事業、スポーツ施設管理運営事業の 2 事業。

11 款災害復旧費で、農業施設災害復旧事業、林業施設災害復旧事業、土木施設災害復旧事業の 3 事業。

13 款諸支出金で下水道事業会計繰出金の 1 事業です。

この合計 28 事業、総額 11 億 8,412 万 9,000 円の繰越額については、2 月定例会において議決をいただいております。

そのうち、8 款土木費の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業については、令和 3 年度内に事業が完了し、そのほかの 12 事業においても、進捗状況により繰越金が減となっています。

このことから、令和 4 年度への翌年度繰越額の総額は 7 億 2,450 万 2,000 円です。なお、翌年度繰越額に係る財源内訳については、既収入特定財源 0 円、未収入特定財源として国・県支出金が 1 億 3,212 万 4,000 円、地方債が 2 億 7,900 万円、その他が 61 万 3,000 円、一般財源が 3 億 1,276 万 5,000 円です。

説明については、以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第 5 号を終わります。

日程第 3 報告第 6 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 3、報告第 6 号 令和 3 年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第 6 号 令和 3 年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和 3 年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書を議案書 8 ページのとおり調整しましたので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項において準用する、同令第 146 条第 2 項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第 6 号について御説明します。

このたびの事故繰越しは、情報管理事業などにおいて、部品調達に不測の日数を要したことから期限内の完了が困難となったもの、及び繰越事業として実施していましたが災害復旧事業などにおいて、作業員の不足により期限内の完了が困難となり、事故繰越したものです。

それでは、報告第 6 号について御説明します。

議案書 8 ページをお願いいたします。

令和 3 年度江田島市一般会計事故繰越し繰越計算書です。

繰越事業は、2 款総務費で情報管理事業の 1 事業。8 款土木費で地域開発事業特別会

計繰出金、道路改良事業、港湾建設事業県負担金の3事業。11款災害復旧費で農業施設災害復旧事業、土木施設災害復旧事業の2事業です。合計欄の支出未済額7,524万8,375円に、支出負担行為予定額1億2,245万9,400円を加えた総額1億9,770万7,775円が、令和4年度への翌年度繰越額です。

なお、翌年度繰越額に係る財源内訳については、既収入特定財源0円、未収入特定財源として、国・県支出金が1億2,462万8,343円、地方債が1,350万円、その他が407万円、一般財源が5,550万9,432円です。

説明については以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第6号を終わります。

日程第4 報告第7号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、報告第7号 令和3年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第7号 令和3年度江田島市地域開発事業特別会計予算の繰越明許費に関する報告についてでございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しましては、議案書10ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建設部長。

○土木建設部長（水頭顕治君） それでは、報告第7号につきまして御説明をいたします。

議案書10ページをお願いいたします。

令和3年度江田島市地域開発事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございます。繰越事業は、1款地域開発事業費、地域開発事業の1事業でございます。繰越額につきましては233万4,000円で、2月定例会で議決をいただいた翌年度繰越額と同額でございます。財源の内訳につきましては、その他一般会計繰入金でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第7号を終わります。

日程第5 報告第8号

○議長（吉野伸康君） 日程第5、報告第8号 令和3年度江田島市地域開発事業特別会計事故繰越し繰越計算書に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第8号 令和3年度江田島市地域開発事業特別会計事故繰越し繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和3年度江田島市地域開発事業特別会計事故繰越し繰越計算書を議案書12ページのとおり調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建設部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建設部長。

○土木建設部長（水頭顕治君） それでは、報告第8号につきまして御説明をいたします。

議案書12ページをお願いいたします。

令和3年度江田島市地域開発事業特別会計事故繰越し繰越計算書でございます。

事故繰越事業は、1款地域開発事業費、地域開発事業でございます。このたびの事故繰越は、地域開発特別会計で繰越事業として実施しておりました水産加工場用地整備工事におきまして、関連する県事業の進捗状況に伴う工期延期によりまして、期限内の完成が困難となり事故繰越をしたものでございます。事故繰越額は407万円でございます。財源の内訳につきましては、その他一般会計繰入金でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第8号を終わります。

日程第6 報告第9号

○議長（吉野伸康君） 日程第6、報告第9号 令和3年度江田島市宿泊施設事業特別会計継続費繰越計算書に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第9号 令和3年度江田島市宿泊施設事業特別会計継続費繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和3年度江田島市宿泊施設事業特別会計継続費繰越計算書を議案書14ページのとおり調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） それでは、報告第9号につきまして御説明いたします。

議案書14ページをお願いいたします。

令和3年度江田島市宿泊施設事業特別会計継続費繰越計算書でございます。

1款事業費、1項管理費、事業名、宿泊施設管理運営事業費（旧能美海上ロッジ解体事業）でございます。

継続費の総額2億5,070万7,000円のうち、令和3年度継続費予算現額1億円、支出済額及び支出見込み額7,753万7,000円、残額2,246万3,000円を翌年度に繰越しをいたしました。繰越額に対します財源内訳は、全てその他財源、2,246万3,000円でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第9号を終わります。

日程第7 報告第10号

○議長（吉野伸康君） 日程第7、報告第10号 令和3年度江田島市交通船事業特別会計継続費繰越計算書に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第10号 令和3年度江田島市交通船事業特別会計継続費繰越計算書に関する報告についてでございます。

令和3年度江田島市交通船事業特別会計継続費繰越計算書を議案書16ページのとおり調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企画部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） それでは、報告第10号につきまして御説明いたします。議案書16ページをお願いいたします。

令和3年度江田島市交通船事業特別会計継続費繰越計算書でございます。

1款1項事業費、事業名、交通船事業費、中町・宇品航路新船建造事業でございます。継続費の総額4億5,000万円のうち、令和3年度継続費予算現額2億2,500万円の全てを翌年度に繰越しいたしました。繰越額に対します財源内訳は、地方債1億130万円、その他1億2,370万円でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第10号を終わります。

日程第8 報告第11号

○議長（吉野伸康君） 日程第8、報告第11号 令和3年度江田島市水道事業会計予算の繰越しに関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第11号 令和3年度江田島市水道事業会計予算の繰越しに関する報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰越しに関しましては、議案書1

8ページの繰越計算書のとおり予算を繰越した旨の報告がありましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、報告第11号につきまして、議案書18ページの令和3年度江田島市水道事業会計予算繰越計算書により御説明いたします。

繰越した事業費は、資本的支出、建設改良費、排水施設整備事業で、翌年度繰越額は769万3,000円でございます。財源内訳としましては、損益勘定留保資金769万3,000円でございます。繰越しの内容といたしましては、国道487号線小用バイパス工事に伴い、新たな排水管布設として市道小用1号線道路改良工事と並行して行うよう計画しておりましたが、並行工事の年度内の完成が困難となったために繰越したものでございます。

以上で、報告第11号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第11号を終わります。

日程第9 報告第12号

○議長（吉野伸康君） 日程第9、報告第12号 令和3年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、報告第12号 令和3年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてでございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰越しに関しまして、議案書20ページの繰越計算書のとおり予算を繰越した旨の報告がありましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、報告第12号につきまして、議案書20ページの令和3年度江田島市下水道事業会計予算繰越計算書により御説明いたします。

繰越した事業費は、資本的支出、建設改良費、管渠整備事業、処理場整備事業、災害復旧事業の3事業で、翌年度繰越額は3億8,420万円でございます。財源内訳としましては、企業債8,660万円、国庫補助金、県補助金1億9,586万円、一般会計負担金8,520万円、損益勘定留保資金1,654万円でございます。

繰越した内容としましては、工事の入札不調やコロナ禍による機材の納期の遅れ等により、年度内の完成が困難となったために繰越したものでございます。

以上で、報告第12号の説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第12号を終わります。

日程第 10 承認第 1 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 10、承認第 1 号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、承認第 1 号 専決処分の報告と承認について（江田島市税条例等の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） 専決処分しました承認第 1 号について、説明いたします。

議案書 22 ページをお願いします。

このたびの専決処分は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、江田島市税条例等の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、令和 4 年 3 月 31 日市長名をもって専決処分したものです。

内容につきましては、23 ページから 30 ページまでが改正条文、31 ページから 43 ページまでが新旧対照表、44 ページ、45 ページに参考資料として説明資料を添付しております。

44 ページからの参考資料により、主な改正内容について説明いたします。

1、改正の趣旨について。

地方税法の一部改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置、土地に係る固定資産税の負担調整措置などに係る所要の規定の整備等をするものです。

2、改正の内容について。

（1）個人住民税関係。

ア、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致、個人住民税において特定配当等及び特定株式等譲渡取得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることに伴う所要の規定の整備をする。

イ、扶養親族申告書等の記載事項の整備、給与所得者または公的年金等受給者の配偶者等が退職手当等に係る所得を有する場合には、扶養親族申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に当該配偶者等の氏名を記載する等の措置を講じることに伴う所要の規定の整備をする。

ウ、住宅借入金等特別税額控除の延長等に伴う措置、住宅借入金等特別税額控除について適用期限を令和 20 年度分までとし、入居期限を令和 7 年 12 月 31 日までに延長する。

(2) 固定資産税関係。

ア、不動産登記法の一部改正等に伴う所要の規定の整備、民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、DV被害者等の保護に係る措置として、対象者が載っている登記事項証明書等を発行する際に、現住所に代わる事項を記載することとされた。また、固定資産課税台帳に記載されている事項について、証明書の交付等を行うことにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合等においては、市町村長は住所の記載を削除する等、一定の措置を講じた上で証明書の交付等を行うことができることと明確化された。これらに伴い、納税証明書の交付、固定資産課税台帳の閲覧等の手続において所要の規定の整備をする。

イ、土地に係る固定資産税の負担調整措置、地価上昇により税額が増加する場合において、その上昇を緩やかなものとする負担調整措置について、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇を最大で評価額の2.5%までに抑える措置を講じる。

45ページをお願いします。

(3) その他所要の規定の整備。

その他法令改正に伴う用語、引用、条項等の整理をする。

3、施行期日と改正内容ごとの施行期日は次の表のとおりです。各規定の適用について必要な経過措置を講じます。また、用語解説を下表に取りまとめております。

以上で、今回、専決処分しました江田島市税条例等の一部を改正する条例の説明を終わります。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定いたしました。

日程第 1 1 承認第 2 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 1 1、承認第 2 号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、承認第 2 号 専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項本文の規定に基づき、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） 専決処分しました承認第 2 号について説明いたします。

議案書 4 7 ページをお願いします。

このたびの専決処分は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和 4 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項本文の規定により、令和 4 年 3 月 3 1 日市長名をもって専決処分したものです。

4 8 ページに改正条文、4 9 ページ、5 0 ページに新旧対照表、5 1 ページに参考資料として説明資料を添付しております。

5 1 ページの参考資料により、改正内容について説明いたします。

1、改正の趣旨について。

地方税法施行令の一部改正に伴い、本市国民健康保険税の課税限度額の引上げを行う必要があるため、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2、改正の内容について。

（1）課税限度額の引上げ。基礎課税額の課税限度額を 6 5 万円に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を 2 0 万円にそれぞれ引上げます。この表のとおり、課税限度額をそれぞれ引上げ、課税限度額の合計を 9 9 万円から 1 0 2 万円に引上げます。

（2）その他。ア、課税限度額の引上げに伴う規定の整備。イ、その他規定の整備を行います。

3、施行期日について。

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件を承認することに決定いたしました。

日程第12 議案第31号

○議長(吉野伸康君) 日程第12、議案第31号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第31号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

大柿市民センターの建て替えに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 江郷市民生活部長。

○市民生活部長(江郷吉行君) それでは、議案第31号について説明いたします。

議案書53ページに改正条文、54ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

54ページの新旧対照表で説明いたします。新旧対照表の右側が現行、左側が改正案でございます。下線部について改正を行います。建て替えによる集会室などの区分の改正と面積の変更に伴う使用料の改正です。

53ページに戻ってください。

附則について、この条例は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行します。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第32号

○議長（吉野伸康君） 日程第13、議案第32号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第32号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

国民健康保険税の減免申請手続に関する見直しをするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） それでは、議案第32号について説明いたします。
議案書56ページに改正条文、57ページに新旧対照表、58ページに参考資料として説明資料を添付しております。

58ページの参考資料により改正内容について説明します。

1、改正の趣旨について。

新型コロナウイルス感染症、その他不測の事態により影響を受けた国民健康保険被保険者に対して、特例的な保険税の減免措置を講じた場合に、申請書の提出期限等について、柔軟な対応を可能とするよう所要の規定の整備をするものです。

2、改正の理由について。

現在、本市において、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少するなどした被保険者に対して国民健康保険税の減免を行っている。当該減免措置を行う場合、現行条例の規定により減免申請後に納期限が設定されている国民健康保険税が対象となる。一方、このたびの新型コロナウイルス感染症により、影響を受けた国民健康保険被保険者に対する減免措置は、国の財政支援の対象となっており、納期限到来後の国民健康保険税を減免した場合なども当該財政支援の対象となるケースがある。新型コロナウイルス感染症に係る支援拡充の観点から、当該財政支援の対象となる国の減免基準に対応できるようにするとともに、今後、大規模災害等不測の事態が生じた際に、特例的な減免措置を講じた場合にも対応できるよう現行条例を整備します。

3、改正の内容について。

やむを得ない理由があると市長が認めるときなどは、期限後においても減免の申請書の提出ができるものとします。

4、国からの財政支援について。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少するなどした被保険者に対して国民健康保険税を行った場合、交付金により補填されます。

5、施行期日について。

施行期日は公布の日とします。

以上で、説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 3 3 号

○議長(吉野伸康君) 日程第 1 4、議案第 3 3 号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 3 3 号 江田島市介護保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

介護保険料の減免申請手続に関する見直しをするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城保健福祉部長。

○福祉保健部長(仁城靖雄君) それでは、議案第 3 3 号につきまして御説明をいたします。

議案書 6 0 ページに改正条文を、6 1 ページに新旧対照表を、6 2 ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、6 2 ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。

これは、先ほど議決をいただきました議案第 3 2 号の国民健康保険税条例の一部改正と同じ趣旨でございまして、新型コロナウイルス感染症やその他の不測の事態により影響を受けました介護保険被保険者の方に対しまして、特例的な保険料の減免措置を講じた場合に、申請書の提出期限等につきまして、柔軟な対応を可能とするために規定の整備を行うものでございます。

2 の改正の理由、3 の改正の内容、4 の国からの財政支援につきましても、議案第 3 2 号の国民健康保険税条例の場合と同様で、これを介護保険第 1 号被保険者に適用するものでございます。

5、施行期日は、公布の日でございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

（休憩 10時58分）

（再開 11時15分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第34号

○議長（吉野伸康君） 日程第15、議案第34号 財産の取得についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第34号 財産の取得についてでございます。

コンパクトを取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第34号について御説明します。

議案書63ページをお願いします。

まず、1、取得する財産はコンパクト1台です。

2、契約金額は5,225万円で、うち消費税及び地方消費税の額は475万円です。

3、契約の相手方は、東広島市黒瀬町兼広881番地10、日本キャタピラー合同会社で、4、納入期限は令和5年3月31日までです。

次に、64ページをお願いします。

参考資料として、1、取得の理由及び、2、取得財産の概要をお示ししています。

次に、65ページをお願いいたします。

入札状況調べです。3、入札日時及び、4、入札場所についてです。

入札は令和4年5月25日水曜日、午前10時30分から、江田島市役所において執行しました。本市が指名をしました入札参加指名業者は2社で、指名した2社で入札を執行しました。入札状況については表に示すとおりです。

説明については、以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

沖元議員。

○10番（沖元大洋君） ここに入札業者名と第1回の入札金額が示されておるんですがね。これ1回で2社しか業者が参加してない。しかも、差額が桁外れに差がついる。これどういうことでこういう状況になったのか、ちょっと説明願います。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷孝行君） このコンパクトを造っている会社がこの2社しかなかったの、この2社からの入札となりました。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 10番 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） いや、2社は2社で分かるんじゃないけども。中に使うとるエンジンにしても規模も書かれておらんし、それと車体を造る材料そのものが2社が1,500万も違うぐらい高級な物と、金と銀を使うようなイメージつこうとるんじゃないが、これは部長納得しておるわけ。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷孝行君） 確かにこの金額が大きく違うのは、上のコベルコが造っているコンパクトのほうが性能はいいんです。ただし、江田島市が仕様書として提出しているものには、このキャタピラーのものも適合すると。なのでどっちがいいかと言えば、値段関係なく言えばこのコベルコが造っているほうがいいんですけども、仕様書としてこれ以上の物ということになると、このキャタピラーも当てはまって、キャタピラーのほうが落札したということです。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 10番 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） まあこれ安けりゃええ言うて、うちの女房が買い物してくるのと同じで、赤ラベル貼ったのを買ってくるけん、わしがいつも怒る。赤ラベル貼って3割じゃ2割じゃ。安い物はそんだけ体に対しても悪いし、いい影響はもたらさない。買うときに正規の普通の値段で買ってこいと言って怒るんだけども、まさにこれらを見よると、部長そういうことなんよ。安けりゃええちゅうもんじゃない。

それと休憩時間にも部長に聞いたの。もう一回お願いします。

○議長（吉野伸康君） どうぞ。

○10番（沖元大洋君） これ前回の古い車体いうんか。車体は総額、金額よ。金額じゃない重量よ。総重量は何キログラムあるん。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） 前回の物と今回の物はほぼ同じでして、ここに載っております2万5,810キログラム程度です。

○議長（吉野伸康君） 10番 沖元議員、最後にしてください。

○10番（沖元大洋君） 2トン500。これ下取りは幾らぐらいでしとるわけ。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） これ29年たっておりますて、もうほぼ使えない状態でありますので新しい物を買ったという点が1点と、下取りをするものとして下取り価格を差し引いた上で落札されております。この下取り価格というのが、相場でございますけども約50万円だそうです。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。3番 上本議員。

○3番（上本一男君） まず、現在、環境センターにコンパクトが何台あるのかを教えてくださいたいです。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） 1台です。

○議長（吉野伸康君） 3番 上本議員。

○3番（上本一男君） では通常ですね、耐用年数としてはどれぐらいのものであるのかを教えてください。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） ちょっと通常の耐用年数は今分かりませんが、前回の物が29年使っております。恐らくこのあたりだと思われま。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。2番 筧本議員。

○2番（筧本 語君） ちょっとお聞きします。

29年前に買ったコンパクトと現在のコンパクト、新しく造るコンパクトの燃費のほうは、どれぐらいの差があるのかちょっとお聞きしたいです。

○議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷壱行君） 燃費については、現在資料を持ち合わせてございませんので、申し訳ございません分かりません。

- 議長（吉野伸康君） 2番 筧本議員。
- 2番（筧本 語君） じゃ、また分かり次第報告していただきたいと思います。
エンジン出力についてはどうですか、古いほうとの差は。
- 議長（吉野伸康君） 江郷市民生活部長。
- 市民生活部長（江郷壱行君） それにつきましても、古いほうの資料を持っておりませんので、申し訳ございません今は分かりません。
- 議長（吉野伸康君） 2番 筧本議員。
- 2番（筧本 語君） じゃ、また分かり次第報告をお願いいたします。
- 議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第35号

○議長（吉野伸康君） 日程第16、議案第35号 令和4年度江田島市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第35号 令和4年度江田島市一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和4年度江田島市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,326万7,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億3,326万7,000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(吉野伸康君) 山本総務部長。

○総務部長(山本修司君) それでは、議案第35号について、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明します。

事項別明細書の12、13ページをお願いします。

初めに歳入からです。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増額補正です。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額補正です。2目民生費国庫補助金は、社会福祉費補助金で住民税非課税世帯等臨時特別支援事業補助金、また児童福祉費補助金で生活支援特別給付金、ひとり親世帯及びその他世帯分の事業費と事務費補助金の増額補正です。3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の増額補正です。6目教育費国庫補助金は、学校保健特別対策事業費補助金及び公立学校情報機器整備費補助金の増額補正です。

14、15ページをお願いします。

16款県支出金、3項委託金、3目教育費委託金は、県教委指定事業委託金の増額補正です。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整に伴う増額補正です。6目小用地区開発事業基金繰入金は、小用地区開発事業に伴う増額補正です。21款諸収入、5項4目雑入は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に伴う会計年度任用職員の社会保険料の増額補正です。

続いて歳出です。

今回の歳出補正予算の主なものは、新型コロナウイルスワクチン4回目接種に関する費用、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業などの補正を計上しています。

16、17ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、感染者との接触があったと判断される職員のPCR検査手数料の増額補正です。6目企画費は、コロナ禍において生活交通を維持している事業者に対する支援のほか、原油価格高騰に対する緊急支援金などの増額補正です。8目交流促進費は、移住・定住ポータルサイト改修費用、お試し暮らし事業の実施費用の増額補正です。12目安全対策費は、昨年度整備した感染予防の間仕切りと併せて利用を予定しています避難所用簡易ベッド整備費の増額補正です。13目市民センター費は、江田島市民センター防火シャッター修繕工事費の増額補正です。

18、19ページをお願いします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費は、非課税世帯に対します臨時特別給付金及び事務費、またコロナ禍でサポート活動を継続する保護司会への補助金の増額補正です。

このページ下段から 20、21 ページをお願いします。

2 項児童福祉費、2 目児童措置費は、子育て世帯生活支援特別給付金事業に伴う給付金及び事務費の増額補正です。また、昨年度実施しました子育て世帯臨時特別支援事業の実績に伴う返還金を計上しています。4 目児童福祉施設費は、認定こども園保護者等への連絡に活用しています電子母子手帳システム改修費用の増額補正です。

このページ中段から 22、23 ページをお願いします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費は、新型コロナウイルス感染症予防対策として4 回目ワクチン接種に伴う委託料、感染症検査機関整備事業補助金などの増額補正です。3 目母子保健費は、新生児特別定額支援金の増額補正です。6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費は、農業設備改良支援事業費補助金などの増額補正です。3 項水産業費、2 目水産業振興費は、漁船保険などに加入する場合の保険料の一部を補助する費用の増額補正です。

24、25 ページをお願いします。

7 款1 項商工費、2 目商工業振興費は、市民の皆様に対してクーポン券を配布し、利用していただくことで原油価格・物価高騰による影響を受けている生活者や事業者を支援する費用の増額補正です。また、商工業者などの支援のための事業チャレンジ応援支援金を計上しています。3 目観光費は、アフターコロナを見据えた観光プロモーション事業、市内特産品を詰め合わせて販売を行う事業、真道山森林公園キャンプ場の改修工事費などの増額補正です。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は、地域開発事業特別会計の補正に伴う繰出金の増額補正です。

26、27 ページをお願いします。

9 款1 項消防費、1 目常備消防費は、災害時のウェブ会議等のための機器購入費用の増額補正です。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費は、財源更正です。3 目教育振興費は、教育活動における感染症対策物品の購入費用及び県教育委員会からの道徳教育研究指定に伴う補助金の増額補正です。2 項小学校費、1 目学校管理費及び、次の 28、29 ページにあります 3 項中学校費、1 目学校管理費は財源更正です。4 項社会教育費、8 目環境館費は、さとうみ科学館における感染症対策物品の購入費用の増額補正です。11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費、2 目農業施設災害復旧費は、復旧工事中に発生した崩落の影響による土質調査や工法見直しのための設計委託料の増額補正です。

予算書 4 ページにお戻りください。

第 2 表 債務負担行為補正です。追加として、真道山森林公園指定管理委託の 1 件をお願いします。

なお、30 から 32 ページに給与費明細書、33 ページに債務負担行為に関する調書をお示ししています。

説明につきましては、以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） それでは、事項別明細書の21ページ。ここの予防費のところで、会計任用制度職員の報酬というのが上がっていますが、この時期にその補正の中にこれが上がるというのは、ちょっと何か理由があるんだろうと思うんですけども、この点について伺いたいと思います。

それと、27ページの教育振興費の中に、これは庁用備品の購入費というのが1,000万、一千ちょっと上がってますけれども、この具体的なものについて、確かコロナ感染予防対策の資機材の購入というふうになってたんですけども、ここの具体的なものを教えていただきたいと思います。

続いて29ページ、11款の災害復旧費に入りますけれども。ここの委託料の中で農業施設災害復旧事業費というのが上がっております。この対象になっている場所はどこなのか教えていただきたいと思います。

以上でよろしくお願いします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 21ページの会計年度任用職員の報酬についてでございます。コロナウイルスのワクチン接種のために雇用している会計年度任用職員ですけれども、当初の予定、まあ3回目までを国のほうで打つということになっておりましたが、このたび4回目接種ということがありますので、期間の延長が行われるということがございますので、改めて会計年度任用職員を継続雇用するというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育次長（山井法男君） 27ページです。27ページの学校教育振興一般事業費の備品購入費1,051万7,000円を計上させていただいております。これは大きく中身が2つに分かれまして、1つが教員用のタブレット、もう一つが感染対策の備品になります。タブレットのほうは、昨年まとめて千何台買わせてもらいましたけれども、そのときの教員のタブレットは最低限しか対象になりませんでした。担任分です。例えば小学校で6学年あったら担任の6台プラス特別支援教室が2つあればプラス2で8台しか買えませんでした。それ以外に県費の加算であったり、あるいは市の市費で教員の加算してるわけなんですけれども、加算というか追加をしているわけなんですけど、それ今までなかったわけなんですけれども、このたび国庫補助の対象が示されまして、その分が1台につき8万掛ける52台で416万、これが教員用の追加のタブレットです。416万です。残りの635万7,000円、これがコロナ交付金を使わせていただいて、各小中学校でオゾン発生器でありますとか、換気用のサーキュレーターでありますとか、マイクスピーカーシステムでありますとか、10校ありますので1校につき60万検討になるんですけれども、合計でもろもろ足して635万7,000円、合計で1,051万7,000円ということになります。よろしくお願いします。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 事項別明細書29ページの農業施設災害復旧事業費の設計委託料についてでございます。

これは、令和2年の7月災害において被災いたしました沖美町高祖の農道、沖美101号線の工事施工中に新たなり面崩壊が起きてしまいましたので、災害の変更申請をするための測量設計費ということで計上させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 8番 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 今の農道の件ですが、新たに崩壊が起きたと。この崩壊が起きた原因については、多分把握されていると思うんですが、この点について伺います。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 最初のセキサイでは想定できておりませんでしたのり面の滑り面というんですかね、のり面の地下になるんですけれども、新たな滑り面が発生したというようなことでのり面が崩壊してしまったんですね。そういうことでございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

4番 平本議員。

○4番（平本美幸君） 17ページの生活交通維持対策事業費のところ、航路維持支援金、公共交通支援事業費補助金、原油価格高騰対策緊急支援金とありますが、この中には秋月航路は入っているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） まず、その支援金の目的を説明させてください。

航路維持支援金は、市民の皆様の日常生活を守るために、現在の便数やダイヤを維持した場合に支援するもので、運休となっている航路は対象となっております。また、公共交通支援事業費補助金につきましても、保有する船舶や車両のコロナ感染対策、またアフターコロナを見据えた需要喚起に対するイベント等に対する補助金になります。こちらも運休している航路については対象となっております。

しかしながら、御質問のありました秋月航路なんですが、昨日、岡野議員からも一般質問にございましたとおり、廃止ではなく運休という状態になっております。当然に運行が再開された際には、このルールにのっとり支援していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 4番 平本議員。

○4番（平本美幸君） この秋月航路は、コロナの影響で今、運休というふうになっております。それならばこの支援金があるのであれば、市民の生活を守るため生活航路としての再開が必要であると思われそうですが、その点いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） こちらも昨日の一般質問等の答弁とちょっと重なる部分があるんですが、秋月航路につきましては、呉の艦船巡りツアーをやっている会社と同じ

会社なんですね。その艦船ツアーのほうがコロナで観光客が来られないから運行が停止しておる。その収益が上がらないので秋月航路も補填できないというような背景がありますので、このあたりが戻ってくれば当然に再開が見込まれますし、会社と話をする中でも、ぜひ秋月航路を進めていきたいという思いは持っておられますので、そのあたりを十分注視して連携を図りながら見守っていききたいとこのように考えております。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

5番 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 25ページの工事請負で、真道山のキャンプ場の工事っていうのをちょっと具体的に教えていただければ。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 真道山の工事につきましては、現在、炊事棟の屋根部分のといと、それから炊事部分のれんがで造ってる部分が壊れておりますのでその修復と、それからコインシャワー室があります。これも老朽化もありまして、新しく買い換えて使用しやすいようにしようということです。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかにありませんか。

2番 筧本議員。

○2番（筧本 語君） ちょっと先ほどの平本議員と同じ項目になるんですけども、17ページの原油価格高騰対策緊急支援金のことなんですけれども、原油価格このままずっと高止まりした場合、一体いつまでこの支援金をしていくとかいうのは考えているんでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） このたびの原油価格高騰対策緊急支援金につきましては、コロナに関する交付金を活用しております。これが原油高の高騰対策として交付されたものでして、こういった交付金を有効に使えるのであればもちろん使っていきたいし、そういったものがなければ当然考えていかなきゃいけないというような状況でございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

3番 上本議員。

○3番（上本一男君） 2つお伺いします。

17ページの交流促進費委託料、江田島市移住・定住ポータルサイト改修業務委託料221万8,000円ですが、具体的にどんな改修を考えておられるのかというのが1つと、もう一つは25ページ商工費・観光費のうち、観光プロモーション業務委託料、テレビの関係だと思えますけども、どのような内容であるのか教えてください。

○議長（吉野伸康君） 奥田企画部長。

○企画部長（奥田修三君） 移住・定住ポータルサイトの改修業務委託料の内容になります。17ページになります。

このたびの改修では最新情報への更新はもとより、訪問者に分かりやすいアクセスへ

の改善や、現在の訪問者の入り口になっております3つのカテゴリーがございます。仕事というカテゴリー、暮らしというカテゴリー、住まい、この3つのカテゴリーからこのポータルサイトに入っていきような形になってるんですが、これにさらにこのたび人というスポットを当てたもののカテゴリーを1つ加えて、4つのカテゴリーにすることになります。さらに、今現在インタビュー記事とか、移住者のですね、載せてあるんですが、そのあたりももう新しいものに更新していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） 令和2年度にも江田島市魅力発信プロジェクト事業ということで、メディアへの集中的な情報発信をさせていただきました。視聴率もよく、市外においても、今、江田島市は盛り上がってるねといったような好意的な意見もたくさんありました。しかしながら、なかなかコロナ前の観光客数には令和2年度も令和3年度もなかなか届いておりません。そこで今回は同じくメディアを使うんですけれども、前回よりもより江田島市に行ってみたいなとそういったような案を作っていて、公募型プロポーザルにおいて、そのあたりを皆さんに意見を出していただいて、そういう形で進めたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第36号

○議長（吉野伸康君） 日程第17、議案第36号 令和4年度江田島地域開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第36号 令和4年度江田島地域開発事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和4年度江田島市地域開発事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ540万円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、土木建築部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建設部長。

○土木建設部長（水頭顕治君） それでは、議案第36号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書38、39ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、小用地区開発事業におきまして、水産振興用地造成事業の附帯工事といたしまして、擁壁工事などを行うための増額補正でございます。

歳入につきましては、1款繰入金、1項1目一般会計繰入金、補正額400万円でございます。

事項別明細書40、41ページをお願いいたします。

次に、歳出につきましては、1款1項1目地域開発事業費、補正額400万円でございます。

以上で、令和4年度江田島市地域開発事業特別会計の補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、日程第15、議案第34号 財産の取得について、市民生活部長から説明がありましたので許します。

○市民生活部長(江郷吉行君) 先ほど、コンパクトのフソクについての質問で、まず耐用年数でございます。耐用年数につきましては製造中止から8年。もうこれは現在の当該のコンパクトにつきましては8年以上たっておりまして、現在もうこの重機の取替え更新部品がないという状況です。

続いて、燃費と出力です。燃費につきましては、カタログにも数値は記載されておられません。出力につきましては、新しい物は記載のとおりでございますが、古い物はエンジン出力177キロワットです。

以上で終わります。

日程第18 発議第2号

○議長(吉野伸康君) 日程第18、発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者から趣旨説明を求めます。

13番 上松英邦議員。

○13番(上松英邦君) 発議第2号。

令和4年6月15日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 上松英邦。

賛成者 江田島市議会議員 平川博之。

賛成者 江田島市議会議員 山本一也。

賛成者 江田島市議会議員 沖也寸志。

賛成者 江田島市議会議員 岡野敦正。

賛成者 江田島市議会議員 長坂実子。

地方財政の充実・強化を求める意見書(案)の提出について。

上記の議案を別紙のとおり江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出いたします。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生担当）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）です。内容については、別紙のとおりでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（吉野伸康君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了いたしました。

これで、令和4年第3回江田島市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

（閉会 11時59分）

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員